

令和 6 年度

第 7 回石巻市農業委員会定例総会会議録

令 和 6 年 1 0 月 2 9 日

石 巷 市 農 業 委 員 会

第7回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和6年10月29日 午後1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 捶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて

報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（19名）

1番	松	川	一	生	委員	2番	今	野	真	理	委員
3番	前	野	利	春	委員	4番	齋	藤	忠	直	委員
5番	後	藤	嘉	伸	委員	6番	近	藤		茂	委員
7番	石	川	雅	洋	委員	8番	細	川	淑	子	委員
9番	高	橋	生	一	委員	10番	佐々木			洋	委員
11番	伏	見	さと	子	委員	12番	岡	田	正	男	委員
13番	高	瀬	禎	司	委員	14番	佐々木	文	彥	委員	
15番	高	橋	善	宏	委員	16番	高	橋	由	佳	委員
17番	遠	藤	章	一	委員	18番	武	山		勝	委員
19番	高	橋	千代	恵	委員						

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山	田	信	悦	委員	21番	木	村	和	広	委員
22番	保	原	政	美	委員	23番	渥	美	浩	晃	委員
24番	武	山	礼	二	委員	25番	佐々木			繁	委員
26番	首	藤	勝	博	委員	27番	山	口	修	一	委員
28番	佐	藤	和	隆	委員	29番	佐々木	勝	行	委員	
30番	安	部	秀	逸	委員	31番	渡	邊	孝	彦	委員
32番	伊	藤		功	委員	34番	山	田	茂	樹	委員
35番	遠	藤	雅	宏	委員	36番	西	條	健	一	委員
37番	榎	田	有	司	委員	38番	西	條		勲	委員
39番	阿	部	正	展	委員						

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

33番 中 村 和 徳 委員

説明のため出席した者

杉 山 康 美 農林課長補佐 阿 部 晴 也 農林課主事

事務局職員出席

渋 谷 幸 伸 事 務 局 長 三 浦 武 宏 事 務 局 次 長
星 貴 幸 事 務 局 長 補 佐 佐 藤 友 人 主 査
兼 農 地 係 長

本 田 亨 主 任 主 事
菅 井 泰 弘 主 任 主 事

山 本 万 里 主 任 主 事

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和6年度第7回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 一 挨 拶 一

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願ひいたします。

午後 1 時 39 分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は19名であります。中村和徳推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります、議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号7番石川雅洋委員、8番細川淑子委員にお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手のうえ、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立のうえ、発言願います。

◎報告第1号～報告第3号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてから、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書の1ページから2ページをご覧ください。今月の受理件数は3件で、解約の理由は、売買によるものが2件、離農によるものが1件でございます。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて、ご報告いたします。議案書は3ページです。本件は、令和6年9月6日に太陽光発電施設用地として農地法第5条の転用許可申請を行いましたが、事業計画の廃止により、10月11日付けで取り下げ願いがかったもの

です。

最後に、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は4ページから5ページです。今月の受理件数は3件で、店舗駐車場とするものが1件、住宅敷地とするものが1件、建売住宅敷地とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第3号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

議案書は6ページ及び別冊1になります。産業部農林課から議案の内容について説明をお願いいたします。

○杉山康美農林課課長補佐 産業部農林課の杉山と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、石巻市農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。資料は別冊1になります。

初めに資料の1ページをご覧願います。石巻市農業振興地域整備計画の変更理由書になります。今回の農用地利用計画に係る変更内容は全体計画に関わる除外及び用途変更案件。届出のあった河北地区並びに河南地区における個別の除外案件の計3件で農用地区域面積の差引き増減は、121.7アールの減となっております。

2ページをご覧願います。2ページから3ページにかけては、変更内容に係る案件整理表でございます。番号1は、一昨年1月に決定公告しました計画の全体見直しに係る残余案件となっております。番号2及び番号3は個別の除外案件となります。

初めに番号1の案件についてご説明いたします。12ページから16ページをご覧願います。河南地区10筆50.3アールにつきまして、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号により除外を行うものです。いずれの筆につきましても、現在農業上の用途に利用していないため除外を行うものです。また、河南地区の14筆129アールにつきましては、用途変更に伴う変更となります。

次に番号2及び番号3は個別の除外案件となります。番号2からご説明いたします。17ページをご覧ください。申請地は石巻市の船越地区で、地目は登記畠、現況畠であり、農業生産の状況は休耕であります。変更の目的ですが、事業計画者は船舶の建造、修繕及びプラント工事の設計や施工を行う業者として業務を行ってきました。この度、事業規模の拡大に伴い、駐車場、資材置場を設置し、作業の効率化を図るものであります。当該地は事業所から近傍地に位置し、交通事情や環境を考慮した結果、当該地を最適地として選定いたしました。

また、ほ場整備区域から除外されておりすることから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農

業経営及び農用地の集団化に支障がないものと判断いたしました。なお、既に利用していることから、始末書が提出されております。

次に番号3でございます。21ページをご覧願います。申請地は北村地区です。地目は登記田、現況雑種地であり、農業生産の状況は休耕であります。変更の目的ですが、事業計画者は生コンクリート製造販売事業を営んでおり、業務の特殊性から一般製造品とは異なる製品管理が求められます。製造プラント設備、原材料の保管管理において迅速かつ正確な作業が必要になります。増大する受注に対応するため、既存の施設に隣接土地に増設整備し作業の効率化を図るものであります。当該地は会社事務所から近傍地に位置し幹線道路に近いこと等、交通事情や環境を考慮した結果、当該地を最適地として選定しました。

また、ほ場整備区域から除外されておりましたことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営及び農用地の集団化に支障がないものと判断しました。なお、既に利用していることから、始末書が提出されています。

以上をもちまして石巻市農業振興整備計画の変更につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐々木洋委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

10月21日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、現地調査並びに書類審査などを行い、審査した結果、農業振興整備計画に支障がないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま各担当者からの説明び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案について同意することに決しました。産業部農林課の方は退席いただいて結構でございます。ご苦労様でした。

○議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号 非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

番号1、議案書の7ページ並びに別添地図資料の1ページをご覧ください。当該地は平成30年4月2日、宮城県の道路買収の代替地として取得したものです。地目が農地のままであったため、今回申請されました。

番号2、議案書の7ページ、地図資料は2ページになります。当該地は平成元年に倉庫を建築し事業用地として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号3、議案書の8ページ、地図資料は3ページになります。当該地は平成18年12月1日に不動産競売によって取得したものです。非農地となって長年が経過した土地です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について、報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

10月21日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、現地調査並びに書類審査などを行い、審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案3件について、証明書を交付することに決しました。

◎議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○佐藤友人主査 それでは説明いたします。議案書は9ページになります。

番号1、譲渡人の所有地処分による売買です。申請地は田5筆、面積1,392平方メートルです。

番号2、譲渡人の規模縮小による売買です。申請地は田2筆、面積2,576平方メートルです。

番号3、議案書は10ページです。譲渡人の所有地処分による売買です。申請地は畠1筆、面積154平

方メートルです。

番号4、譲渡人の所有地処分による売買です。申請地は畝1筆、面積583平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、後藤嘉伸委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

10月18日開催の農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案4件について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案4件について許可を与えることに決しました。

○議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それではご説明いたします。

番号1、議案書の11ページ並びに地図資料の4ページをご覧ください。農業用施設用地とするための転用です。農地区分は農振農用地区域内の農地に該当しますが、令和6年9月20日付で、用途区分の変更が行われました。農業用施設用地であるため、例外規定が適用されます。

番号2、議案書の11ページ、地図資料は5ページです。宅地とするための転用です。農地区分は周囲を宅地に囲まれた生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

番号3、議案書の12ページ、地図資料は6ページです。太陽光発電施設への通路とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

番号4、議案書の12ページ、地図資料は7ページです。事業用の資材置き場とする転用です。農地区分は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

番号5、議案書の12ページ、地図資料は8ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。

農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内の区域内にある農地のため、第3種農地に該当します。

番号6、議案書の13ページ、地図資料は9ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

番号7、議案書の13ページ、地図資料は10ページです。鹿肉処理場他事業用地とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査などを行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありました。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、番号1を議題といたします。議案書は11ページとなります。

議席番号■番、■委員は退席願います。

（■番 ■委員 退場）

○議長（高橋千代恵会長） 本案番号1番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案番号1番について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案番号1番について、原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

議席番号■番、■委員は入場をお願いします。

（■番 ■委員 入場）

○議長（高橋千代恵会長） ■委員に申し上げます。本案番号1番については、原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして、ただいま決しました番号1番を除いた6件について審議いたします。議案書は、11ページから13ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案6件について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案6件について、原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7、議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案書は14ページから24ページになります。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○菅井泰弘主任主事 それでは、ご説明いたします。別途配布しております令和6年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

中間管理機構による一括方式の利用権設定については、21件で67筆、合計面積は16万849平方メートルです。貸借期間は5年と10年です。10アール当たりの賃借料は水田利用で8,500円から1万8,000円、畠地利用で1万1,000円となっております。米による物納は60キログラムです。

所有権移転については、3件で4筆、合計面積は3,793平方メートルです。10アール当たりの売買価格は水田利用で40万円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

先の農家相談委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、本案件に係る一括方式の21件、所有権移転の3件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農家相談委員会委員長から審査結果について報告がありました。はじめに一括方式について審議いたします。議案書は14ページから23ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式21件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案一括方式21件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は24ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案所有権移転3件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度第7回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時7分 閉会